

## 提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

### 1 施策の方向に関するもの（14件）

No.	意見の内容 (ページ数は素案のページ数を記載)	意見に対する県の考え方
1	P31 山口県内のコンビニートは二酸化炭素の排出量が非常に多いと聞く。山口県知事は脱炭素化に取り組んでいくことを言っているのだから、この計画にもしっかりと記載して進めていくべきと考える。	御意見を踏まえ、カーボンニュートラルに向けた取組の記載を拡充しました。
2	P48 ④デジタル人材の育成・確保 データサイエンティストの育成等、職業訓練、奨学金返還補助制度活用の3項目の取組が掲げられているが、商工編 P43 の現状と課題に記載されている「デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材が不可欠であること」にしっかり対応していくためには、もっと幅広く多様な対応策が必要と考えるが、「デジタル人材の育成・確保」の全体像(県のプラン)を示してほしい。	県では、コロナの危機から生まれたデジタル化の流れを的確に捉え、国の動向も踏まえながら、本県として進める社会全体のデジタル化に向けた取組を「やまぐちデジタル改革」と位置付け、その基本的な考え方や内容等を示す「やまぐちデジタル改革基本方針」を策定しており、この中でデジタル人材の確保やデジタル人材の育成についてお示ししています。 (基本方針の掲載ページ) <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/32/17739.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/32/17739.html</a>
3	P59 県内の商店街はどこも閑散としており、大変寂しく感じる。もっと人が集まるような事業を県もやっていくべきと考える。	御意見を踏まえ、中心市街地の商業機能の活性化に関する取組の記載を拡充しました。
4	P76 (4) 職業能力開発の推進 ※P103、106にも同様の箇所あり 法律名に合わせて、「職業能力開発の促進」とした方がわかりやすい。職業人が自ら推進する職業能力の開発を、行政、教育機関、事業主等が促進(支援・援助)するという趣旨。(「職業能力開発促進施策」の推進か?)	御意見を踏まえ、取組の表記を修正しました。
5	P89 【職業教育の推進】 「専門的な知識・技術の習得と基礎的な技能の確実な定着を図る」⇒「専門的な知識・技術・技能の確実な習得に向けた取組を強化する」 ※高校においては、まず、専門的な知識・技術・技能を確実に「習得」することが必要であり、「定着」は社会人としてさらに経験を積むことが必要。職業教育をさらに充実させるためには、これまでの取組を強化することが必要。	学校教育基本法では高等学校における教育の目標の一つに「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。」を掲げています。 また、文部科学省の中央教育審議会の答申では「主として職業教育のスタート段階である高等学校では、専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を定着させることが重要」とされています。 こうした考えのもと、農業・工業・商業など職業教育を主とする学科を設置する高等学校において、高等学校学習指導要領に基づき、各教科等の指導を行っており、引き続き、地域産業を支える将来のスペシャリストの育成に向けて、職業教育の一層の充実に努めていく必要があることから、御意見も踏まえ現状と課題に関する表記を修正しました。
6	P89 【職業能力開発の促進】(国による支援制度) 「雇用保険を受給できない求職者等」に対して	求職者支援訓練は、主に雇用保険を受給できない方を対象としていますが、雇用保険を受給できる方でも一定の要

	⇒ 求職者支援制度の改正により、雇用保険を受給できない人以外でも求職者支援訓練を受講できるようになったのではないかな？	件のもとに訓練を受講可能であることから、「雇用保険を受給できない求職者等」と表記しています。
7	P97 ④若者の就職支援 「VR企業見学」(MIRANAVI) 従業員のいない状態での画像となっているが、職業人を目指す若者に、ハード面だけではなく実際に職場で働いている人の様子を見てもらうことが必要ではないか。他にはそのような事例も存在する。願わくば、動画になれば、なおよい。企業の職場見学では、実際に働いている風景を見せてもらっており、臨場感がある。	「MIRANAVI」ではタグ機能により外部動画サイトへの誘導も可能になっており、従業員が働いている様子などの企業作成動画と連携させることで臨場感のある職場見学を行うことが可能となるよう取り組んでまいります。
8	P103 ▽高等産業技術学校による職業訓練の実施 (三つ目の・)「・・・学校を産業人材育成拠点として位置付け、・・・」 既に、従前から拠点として位置付けされているので、「産業人材育成拠点としての高等産業技術学校の更なる機能強化(訓練内容の改善、見直し等)や、」などと表記されてはどうか？	御意見を踏まえ、取組内容を修正しました。
9	P105 ⑦職業訓練の効率的・効果的な実施 ・▽「地域訓練協議会」は、既に、法改正により「山口地域職業能力開発促進協議会」改編されているため、変更すべき。 ・本協議会においては、訓練計画の策定やコース設定に加えて、「訓練効果の把握・検証等」も協議事項となっているので、「計画の調整」に加えて、「訓練効果の把握・検証等」も記述した方がよいと考える。	御意見を踏まえ、協議会の名称及び協議事項を修正しました。
10	P107 ①技能・技術の継承のための環境整備 中堅技能者のところのみ、「山口県職業能力開発協会」の表記があるが、マイスター派遣やものづくり教室にも関わっている。	御意見を踏まえ、表現を修正しました。
11	P107 ①技能・技術の継承のための環境整備 指導者の育成支援は、職能協会への委託事業では廃止となったが、まだ他に実施されているのか？	御指摘のとおり廃止していますので、削除しました。
12	P108 ⑤その他の取組 外国人技能実習制度の拡充に対応した、適切な技能検定実施体制の整備 ・現状においては、課題が山積しており、「適切な実施体制」となっているとは言えない。 今後も、課題解決の目途が立たない中で現実的な対応を行うことしかできず、「適切な」を削るか、「・・・体制の整備に努める」とした方が適当と考える。	御指摘のとおり課題は山積していますが、引き続き課題解決に向けて取り組んでいきたいことから、素案どおりとしています。

13	P108 ⑤その他の取組 外国人技能実習制度の拡充に対応した、適切な技能検定実施体制の整備 【工程表】に、この取組が掲げられていないのは、何故か？	御指摘を踏まえ、取組を工程表に追加します。
14	P110 ①デジタル人材の育成・確保 データサイエンティストの育成等、職業訓練、奨学金返還補助制度活用の3項目の取組が掲げられているが、商工編P43の現状と課題に記載されている「デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材が不可欠であること」にしっかり対応していくためには、もっと幅広く多様な対応策が必要と考えるが、「デジタル人材の育成・確保」の全体像（県のプラン）を示してほしい。	県では、コロナの危機から生まれたデジタル化の流れを的確に捉え、国の動向も踏まえながら、本県として進める社会全体のデジタル化に向けた取組を「やまぐちデジタル改革」と位置付け、その基本的な考え方や内容等を示す「やまぐちデジタル改革基本方針」を策定しており、この中でデジタル人材の確保やデジタル人材の育成についてお示ししています。 (基本方針の掲載ページ) <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/32/17739.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/32/17739.html</a>

## 2 数値指標に関するもの（6件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	P78 ②公共職業訓練受講生の就職率 たまたま2020の実績が96.2%であったことを2026年度まで維持するといった偶然性の高い目標値とされているが、職業訓練の最終目標は「就職」であり、諸事情があるにせよ、目標値としては100%が適当と考える。実績が目標を下回った場合には、その原因分析と対策を講じることで、目標に向けての志気が高まるのではないかと。	御意見を踏まえ、目標を変更しました。
16	P78 ⑥技能検定合格者数 1：(定期試験のみ、外国人技能実習生を除く、基礎級・随時級を除く)等の表記が必要。  2：たまたま2021の実績が1,110人であったことを2026年度までに向上させる、といった偶然性の高い目標値とされているが、コロナの影響や景気変動など、今後の受検者数の動向が見通せない中、合格者数といった絶対値ではなく、技能のレベルのメルクマールとなる「合格率」の方が適当ではないかと考える。現状の数値としては、単年度ではなく、過去3年間の平均値としてはどうか？	1：御意見を踏まえて項目名称を修正しました。  2：いただいた御意見は、今後の検討課題とさせていただきます。
17	P78 ⑧年間総実労働時時間（5人以上事業所） 「年間総実労働時時間（5人以上事業所）」の目標値は、一般労働者とパートタイム労働者を合算した数値であるが、素案にも記述があるように、労働時間の短いパートタイム労働者の比率が増加すれば自動的に総実労働時間が減少するので、政策努力の成果が見えにく	長時間労働の縮減については、全ての労働者を対象としていることから、パートタイム労働者を含む統計調査の結果を使用しています。

	い。所定外労働が多く長時間労働の縮減が課題となっているのは一般労働者であるから、一般労働者の総実労働時間を指標としてはどうか。	
18	P78 ⑱民間企業における障害者実雇用率 山口県の民間企業の障害者実雇用率は、昔は全国1位であったが、現在は6位となっている。現在1位である沖縄県は2.91%（2022年）であるのに対し、プランの素案では本県の2026年の目標値を2.75%としており、もはや全国1位を目指す気はないように見受けられる。しかし、県は今年度「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を制定し、また、国では法定雇用率の更なる引上げを検討しているので、こうした動きを踏まえ、もっと高い目標を設定して積極的に取り組むべきではないか。	2026年の目標値は、2021年の障害者実雇用率2.60%を基に、2021年の障害者法定雇用率の引き上げにより、障害者の雇用義務の生じる企業の範囲が拡大したこと等を踏まえ設定したものです。 国においては、法定雇用率の大幅な引き上げが検討されており、新たに雇用義務の生じる企業などにおいて障害者雇用が進むよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。
19	前計画である「山口しごとプラン」では、働き方改革の進捗を図る指標として「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数を目標に掲げていたが、今回のプランでは削られている。継続して進行管理するべきではないか。	「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定数は、令和4年度認定時点で109社となり、目標としていた100社を達成したところです。 当プランでは数値目標とはしていませんが、引き続き、100社以上を目標に、質の目標に向けても取り組んでまいります。
20	近年、労働者の健康確保や生産性向上の視点として、単に長時間労働を縮減するだけではなく、勤務間インターバルを確保することの重要性が注目されている。国は2025年に導入企業の割合を15%以上とする目標を掲げているほか、与党にプロジェクトチームが設置されるなど、推進の動きが加速している。本県においても、プランに「勤務間インターバルの確保」を掲げるとともに、数値目標を設定して取り組むべきではないか。	いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

### 3 わかりやすい記載を求めるもの（11件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	P86 グラフ 「転入超過数」ではなく「転出超過数」で表すべき。 ※「転出が転入を超過しているので、転入超過をマイナスで表示している」という説明は、わかりにくい。	「やまぐち未来維新プラン」の図表を引用しており素案のとおりとしています。
22	P88 【職業教育の推進】 ・「労働人口」⇒「労働力人口」ではないか？ ・「技術の伝承」⇒「技能・技術の継承」 ※他のページの表記に合わせる。	御意見を踏まえ、表記を修正しました。
23	P91 【高度産業技術人材の育成・確保】（外国人の受入れ） 1：「受け入れ」⇒「受入れ」	1：御意見を踏まえ、表記を修正しました。 2：「経済財政運営と改革の基本方針2022」の表記を引用しており素案のとおりとしています。

	2:「活躍を推進」⇒「活躍を促進」	
24	P97 ⑤若年離職者等の県内就職への支援 「▽職業訓練」と「▽就職氷河期世代の県内就労や社会参加に向けた支援セミナー等の強化」を並列にすることは、わかりにくい。 若年離職者等への支援として、「サポステ、しごとセンター、ハローワーク、職業訓練等」を掲げて、その中でも特に「就職氷河期世代」への支援の強化（国策との連携）の具体策を明示した方がわかりやすい。	御意見を踏まえ就職氷河期世代への支援に関する取組を修正しました。
25	P100 ▽山口しごとセンターによる大学等での単位制の授業の開催支援を通じたキャリア観の形成 「大学等」とは、具体的にどこか？大学名や箇所数は？授業の開催支援の具体的な内容を明示してほしい。（一般的には、わかりにくい。）	御意見を踏まえ、表記を修正しました。
26	P102 (3) 職業教育の推進 【取組内容】が①のみに特化されている。P100の(2) キャリア教育の内容のように、職業教育の全容を明示すべき。工程表も、キャリア教育と同じ内容となっている。 例えば、専門高校等での技能検定等の資格取得の促進やマイスター活用による技能指導など、実践的な産業教育の推進など。 なお、「キャリア教育」と「職業教育」とは重なっている部分も多いが、両者の棲み分けも、もっとわかりやすくした方がよい。（一般的には、わかりにくい。文科省において整理されたものがあるのではないか？）	文部科学省では、職業教育について、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、技術、能力や態度を育てる教育」と定義しています。 また、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しており、中央教育審議会の答申では「普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。」とされています。 こうした中、本プランにおいては、キャリア教育のうち、産業人材の育成に特に関係する職業教育の推進についての取組を明示するため、項目を区分した構成としています。 引き続き、「山口マイスター」や「ものづくりマイスター」等を活用した専門高校での実技指導など技能・技術の円滑な継承と技能の振興に関する取組も活用しながら、地域産業を支える将来のスペシャリストの育成に向けて、職業教育の一層の充実に努めてまいります。
27	P103 ▽その他の取組 二つの拠点がどこの施設にあるのか表記されておらずわかりにくいので、「やまぐち産業振興財団」（山口市）の表記をしてほしい。	御意見を踏まえ、表記を修正しました。
28	P108 ④技能の適正な評価の推進 公共工事等での・・・活用の推進 ⇒ 「・・・活用の促進」	御意見を踏まえ、表記を修正しました。
29	P148 ●山口マイスター 「技術」（4か所） ⇒ 「技能」 県ホームページでの説明も、「広く技能尊重の気運を醸成するとともに、技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的に、ものづくりの分野において、優れた技能を有し次世代技能者の育成に意欲がある方を「山口マイスター」として認定しているところです。」と	御意見を踏まえ、表記を修正しました。



	されており、文言を統一してほしい。 文意からして、「技能」が正しいと考える。	
30	P109 【取組内容】 「リスキリング」は、日本語として様々に翻訳されているが、本プランで用いる意味合いを踏まえて、適切な用語を使用してほしい。 用語解説も必要。 ※再開発や再教育は、全国共通の訳語か？山口県のオリジナルか？「再」とすると、同じことを再びといったニュアンスになるが、ここでは、新しい技術やITの進歩等に応じて、レベルアップや新たに身に着けるための能力開発や教育ではないのか？	御意見を踏まえ、用語解説に追加しています。
31	P149 「リスキリング」を、用語解説に加えてほしい。(P89、109 関係) ※まだ県民に浸透しているとは言えない。定義が区々であり、「職業能力開発」とマッチした解説が必要。	御意見を踏まえ、用語解説に追加しています。

#### 4 パブリック・コメント等に関するもの（21件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
32	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件(12/28時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。) 前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
33	当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。	
34	前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。 前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
35	「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末	

	<p>年始回避、案件集中回避) の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
36	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか 明示願います。</p>	
37	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
38	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
39	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
40	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>	
41	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
42	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
43	<p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
44	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
45	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月</p>

	判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。	24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」などにより広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
46	今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	
47	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	
48	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)	
49	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)	
50	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じまます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	
51	16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えまます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)	学識経験者、商工関係団体委員、金融機関委員で構成する「山口県商工業振興対策審議会」、労働者代表、事業主代表、学識経験者で構成する「山口県労働審議会」において、様々な分野で活躍されている県民の皆様や専門家の皆様から直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を反映させています。
52	16案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、 ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番	御意見を踏まえ、語句の説明を一部追加しました。 また、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントをする際の参考とさせていただきます。



<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示</li> <li>・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示</li> <li>・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示</li> <li>・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上）を宜しく御願ひ致します。</li> </ul>	
--	--

## 5 その他（1件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
53	P79 4 推進体制 連携する各種団体が所属する組織の事例として、令和4年10月から法律上に格上げされて設置された「山口地域職業能力開発促進協議会」を掲げてはどうか？	御意見を踏まえて会議等の例示に記載しています。